

2012年1月

『医療保険 10（終身型）』
無配当医療保険 10（終身型）
ご契約者各位

ジブラルタ生命保険株式会社
(旧AIGエジソン生命保険株式会社)

本資料をご覧くださいいただく際の留意事項

旧AIGエジソン生命保険株式会社（以下、旧エジソン生命）は、2012年1月1日をもちまして、旧エイアイジー・スター生命保険株式会社とジブラルタ生命保険株式会社との3社合併により、社名を『ジブラルタ生命保険株式会社』へ変更いたしました。

本資料は、旧エジソン生命が過去に金融機関募集代理店を通じて販売していた商品の当時のパンフレットであり、ご契約者向けに掲載しているものです。

[注] 現在、本商品は新規の販売を停止しております。

合併に伴う、ご契約者の保険契約内容の変更はございません。また、合併に伴い、ご契約者にお手続きをいただくことは一切ございません。

本商品のご契約内容に関するご照会、積立利率・為替レート等のご確認は、下記までお願いいたします。

引受保険会社
ジブラルタ生命保険株式会社

コールセンター
(旧エジソン生命専用ダイヤル)  0120-981-088

受付時間 平日9:00~18:00
(土日・祝・12/31~1/3を除く)

携帯・PHSからもご利用いただけます。
本社 〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10



無配当医療保険10

ケアード(終身型)

ケアードf(終身型)



入院する日が、ある日突然やって来ても…。 もしもの備えは 万全ですか？

長く人生を重ねるほどに、突然の事故や入院のリスクは高まっています。
先進医療にも対応した保障を用意しませんか？

Question

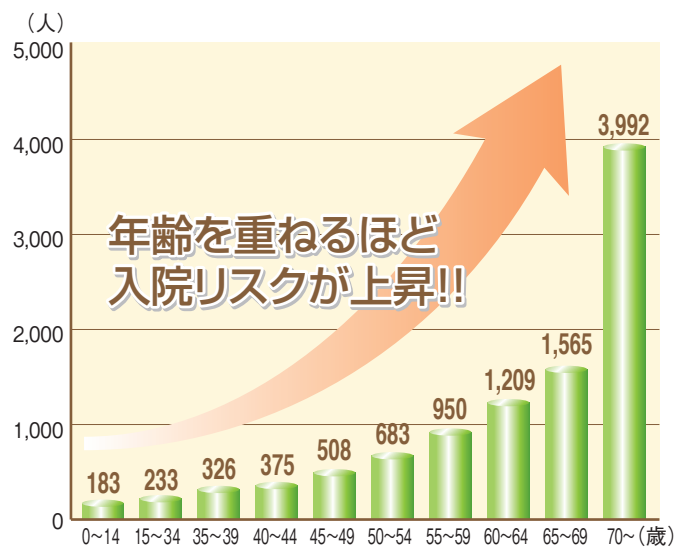
今は元気な私だけど、
どんな保障が必要？

Answer

元気なうちにこそ、
一生涯の医療保障を準備しましょう。

元気なときは病気やケガの心配はあまりしませんが、「万一」はいつやって来るのか分かりません。また、困ったときに保険に入ろうとして入れないことも…。いざというときの医療保障を用意しておくで安心です。

■入院受療率(人口10万人に対する入院受療者の年齢別推移)



出典:厚生労働省 平成20年「患者調査」

Question

入院1日あたり
いくらかの保障が必要？

Answer

できることなら、日額15,000円以上は
用意したいものです。

入院治療のための自己負担額に加えて、あなたが留守中の家事のためにホームヘルパーやベビーシッターを利用することもあります。
1日あたり15,000円以上の保障は用意したいところです。

■入院1日あたりの自己負担費用

●虫垂炎で7日入院
(25歳・女性)
約11.9万円*

入院1日あたり
約1.7万円

●乳ガンで26日入院
(43歳・女性)
約46.7万円*

入院1日あたり
約1.7万円

(表示単位未満切捨て)

〔自己負担総額〕

高額療養費払戻後の
医療費の自己負担額

差額ベッド代等
その他の自己負担額

※上記自己負担総額は一般所得者で計算した数値です。
上位所得者の場合、上記自己負担総額よりも負担額が高くなります。記載の内容は例示であり、実際の自己負担額とは異なります。

*[2010年11月改訂「医療保障ガイド」(生命保険文化センター)をもとに当社にて試算。
入院1日あたりの負担額は、自己負担総額を入院日数で割った金額です。

Question

入院は何日くらいするもの？

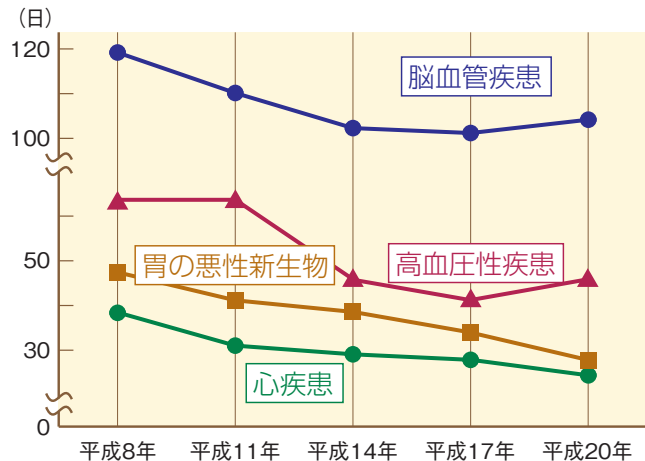
Answer

ケガや病気の種類によりますが、年々短期化しています。

医療技術の進歩により、平均在院日数は年々短くなる傾向にあります。

ただし「脳血管疾患」のように平均100日を超える入院もありますので、保障は日帰りから100日以上カバーできると安心です。

■傷病別にみた退院患者平均在院日数の推移



*退院患者平均在院日数は、各年9月1日～30日の間に退院した患者の在院日数の平均
出典:厚生労働省 平成20年「患者調査」

Question

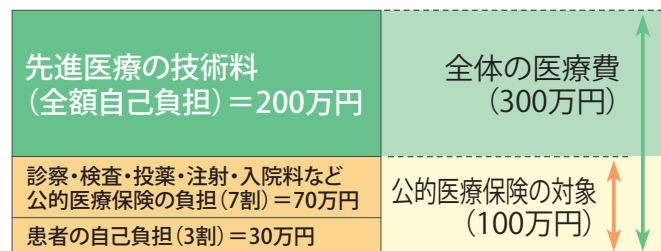
先進医療ってどんなもの？

Answer

厚生労働大臣によって定められた、高度な医療技術です。

先進医療は、厚生労働省により承認された特定の医療機関で行われ、先進医療にかかる費用は公的医療保険の対象とならないため、高額になる場合があります。

■一般の被保険者(70歳未満)で、1ヵ月の医療費が300万円、うち先進医療の技術料部分が200万円の場合



*高額療養費制度による払戻しは考慮していません。

■先進医療にかかる技術料の例

重粒子線治療 (固形がんに係るものに限る)	約302万円
悪性腫瘍に対する陽子線治療 (固形がんに係るものに限る)	約275万円

出典:中央社会保険医療協議会「平成21年6月30日時点で実施されている第2項先進医療技術に係る費用」をもとに算出

*先進医療の種類および実施医療機関名については厚生労働省のホームページをご参照ください。

Question

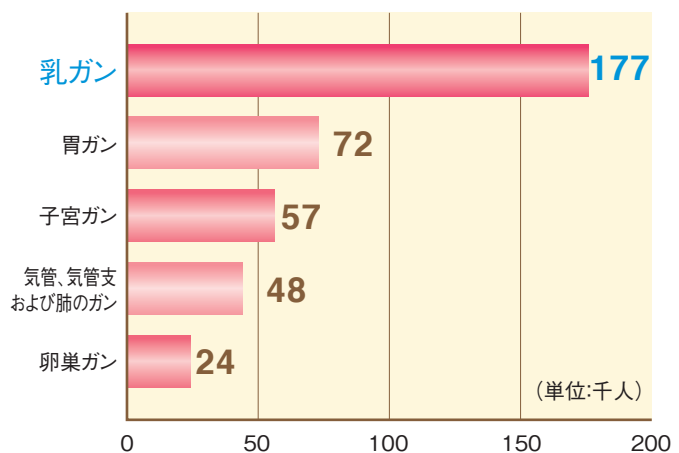
女性に多いガンには何があるの？

Answer

乳ガンの患者数が特に多く、注意が必要です。

乳ガンの患者数は胃ガンの約2倍と、特に多い状況です。その他、女性特有の子宮ガンや卵巣ガンも心配。定期的に検診を受けたり、ガンに対する医療保障を用意しておく安心です。

■女性の傷病別総患者数



出典:厚生労働省 平成20年「患者調査」



お手ごろな保険料で 一生涯の医療保障(主契約) だから、ずっと安心

保険料払込期間中の解約払戻金をなくすことで割安な保険料を実現しました。また、更新がないので途中で保険料が上がることもありません。

ケガや病気を、 日帰り入院から保障

手術は支払回数無制限で 幅広くカバー

*主契約の入院給付金日額の10・20・40倍(前記が支払われる場合を除き、公的医療保険制度の対象の手術は5倍)を手術給付金としてお支払いします。

先進医療を受療された場合に 技術料^{*}を通算2,000万円 まで保障 (先進医療保障特約10付加時)

重い負担となりがちな先進医療の費用を心配することなく、治療に専念できます。

*先進医療によるお支払対象は、変更になる場合があります。

三大疾病や移植術に対する備えなど、さらに充実した保障を準備できます。

1回の入院給付金の支払限度の型は、「60日型」と「124日型」から選べます。

ご契約例

- 保険期間：終身 ■主契約の入院給付金
- 主契約の入院給付金日額：10,000円
- 特約(給付金額)：先進医療保障特約10

*各給付金の支払事由は6ページをご

主契約

ケガや病気で入院されたとき

手術(約款所定)受けられたとき

特約

先進医療(約款)療養を受けられたとき

ガンで入院されたとき

* 疾病入院給付金、ガン入院給付金は災害入院
* 各特約の名称は「無配当」を省略して記載し

■上記ご契約例の給付事例

契約後3年目にすい臓ガンで30

② 疾病入院給付金 (10,000円×30日間) 30万円	③ (10,000円×30日間) 30万円
+	

* 上記は一例であり、実際の給付金額とは
* 先進医療給付金は2011年3月2日現在

※被保険者が負担すべき先進医療の技術料部分

ご契約例の口座月払保険料例【保険料払込期間：終身】

単位：円

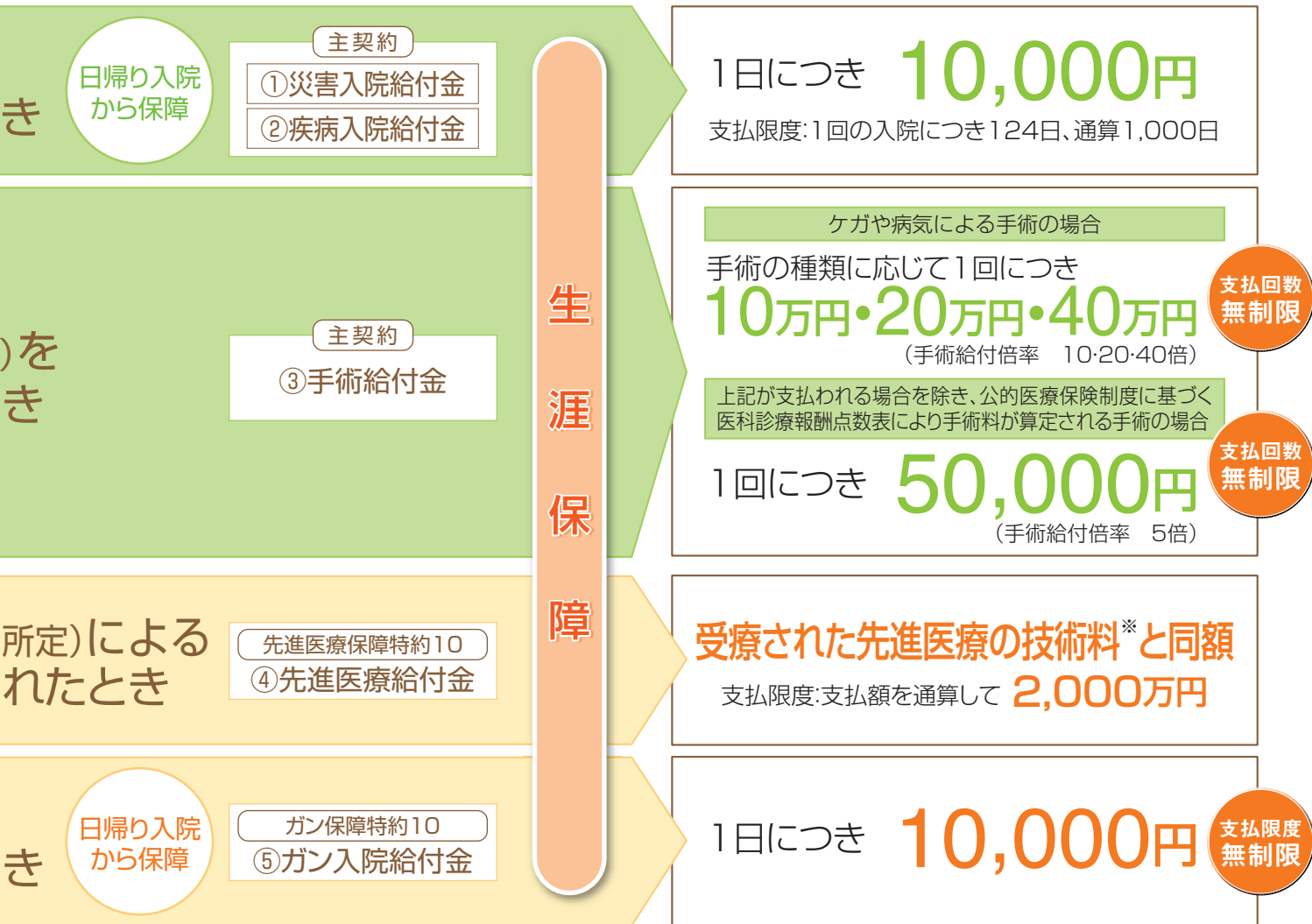
契約年齢	男性		女性		契約年齢	男性		女性	
	主契約のみ	主契約+特約	主契約のみ	主契約+特約		主契約のみ	主契約+特約	主契約のみ	主契約+特約
25歳	3,460	4,104	3,770	4,334	40歳	5,520	6,544	5,070	5,884
30歳	4,000	4,734	4,150	4,784	45歳	6,510	7,734	5,840	6,764
35歳	4,670	5,534	4,530	5,244	50歳	7,750	9,254	6,780	7,824

*2011年3月2日時点の保険料率で算出しています。

の支払限度の型：124日型

ガン保障特約10(日額10,000円)

確認ください。



給付金と重複してお支払いしません。
ています。

日間入院し、先進医療(重粒子線治療)による療養(技術料302万円)を受けられたケース



異なる場合があります。
の先進医療の支払対象に基づいて記載しています。

に限るものとし、第三者が負担する金額を除きます。

さらに保障を充実させる特約・特則が選べます！

■付加できる特約・特則 *各特約の支払事由などは6ページをご確認ください。



⑥三大疾病入院給付金支払特則

ガン・急性心筋梗塞・脳卒中により入院された場合、三大疾病入院給付金をお支払いします。

- 支払額:主契約の入院給付金日額×入院日数
- 支払限度:無制限

*三大疾病入院給付金は疾病入院給付金、災害入院給付金と重複してお支払いしません。



⑦三大疾病治療保障特約10

ガン・急性心筋梗塞・脳卒中により約款所定の状態となり入院された場合、三大疾病治療給付金をお支払いします。

- 支払額:三大疾病治療給付金額
- 支払限度:ガンの場合は、支払回数無制限(ただし、2年に1回)。急性心筋梗塞・脳卒中の場合は、それぞれにつき1回

*ガンの場合は責任開始日を含めて90日間不担保期間がある等、約款所定の条件を満たした場合に保障の対象となります。詳しくは6ページまたは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



⑧移植医療保障特約10

被保険者が約款所定の移植術の受容者となられた場合、移植医療給付金をお支払いします。

- 支払額:特約基本給付金額(500万円)×100% ただし、腎臓移植術・骨髄移植術の場合は60%(2回目以降は20%)
- 支払限度:給付割合を通算して100%

*保険期間は、保険料払込期間満了時(終身払の場合は、80歳満了)までとなります。



⑨入院初期保障特約10 (契約年齢1～14歳の場合は必須付加)

主契約の入院給付金の支払事由に該当する入院をされた場合、入院日数に応じて入院初期給付金をお支払いします。

- 支払額:継続して1日以上4日以内の入院の場合、入院初期基本給付金額×6
継続して5日以上入院の場合、入院初期基本給付金額×15
- 支払限度:1回の入院につき入院初期基本給付金額の15倍、通算して100倍



⑩特定損傷保障特約10

不慮の事故による約款所定の特定損傷(骨折・関節脱臼・腱の断裂)により治療を受けられた場合、特定損傷給付金をお支払いします。

- 支払額:特定損傷給付金額
- 支払限度:支払回数を通算して10回

*保険期間は、保険料払込期間満了時(終身払の場合は、60歳満了時)までとなります。



⑪特定疾病診断保険料免除特約10

ガン〔上皮内ガン、皮膚ガン(悪性黒色腫を除く)以外〕・急性心筋梗塞・脳卒中で約款所定の状態になられた場合、その後の保険料の払込みを免除します。

*ガンの場合は責任開始日を含めて90日間不担保期間がある等、約款所定の条件を満たした場合に保障の対象となります。詳しくは6ページまたは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

■支払事由について（各特約名称は、「無配当」を省略して記載しています）

給付金の種類		支払事由
①	災害入院給付金 【主契約】	不慮の事故による傷害により、その事故の日を含めて180日以内に治療を目的として病院または診療所に入院された場合
②	疾病入院給付金 【主契約】	疾病により、治療を目的として病院または診療所に入院された場合
③	手術給付金 【主契約】	不慮の事故による傷害または疾病もしくはそれ以外の外因による傷害によりその治療を目的として約款所定の手術を病院または診療所で受けられた場合
		上記が支払われる場合を除き、公的医療保険制度によって給付対象となる医科診療報酬点数表により手術料の算定される約款所定の手術を病院または診療所で受けられた場合
④	先進医療給付金 【先進医療保障特約10】	傷害または疾病により、約款所定の先進医療による療養を受けられた場合
⑤	ガン入院給付金 【ガン保障特約10】	責任開始時以後に発病した約款所定の悪性新生物により、治療を目的として病院または診療所に入院された場合
⑥	三大疾病入院給付金 【三大疾病入院給付金支払特則】	責任開始時以後に発病した約款所定の悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中により、治療を目的として病院または診療所に入院された場合
⑦	三大疾病治療給付金 【三大疾病治療保障特約10】	悪性新生物 責任開始日を含めて90日経過後、次のいずれかと診断確定された悪性新生物の治療を直接の目的として病院または診療所に入院された場合 (1) 初めて診断確定された悪性新生物 (2) 再発したと診断確定された悪性新生物 (3) 転移したと診断確定された悪性新生物 (4) 再発にも転移にも該当せず、新たに生じたと診断確定された悪性新生物 * 約款所定の悪性新生物により三大疾病治療給付金が支払われた最終の支払事由該当日から2年を経過した日の翌日以降入院していた場合、新たに診断確定され入院を開始したものとみなして、悪性新生物による三大疾病治療給付金をお支払いします。
		急性心筋梗塞・脳卒中 責任開始時以後の疾病により、この特約の保険期間中に急性心筋梗塞・脳卒中を発病し、医師により診断され、その治療を直接の目的として病院または診療所に入院を開始された場合
⑧	移植医療給付金 【移植医療保障特約10】	約款所定の移植術を受けられた場合（被保険者が受容者となられた場合）
⑨	入院初期給付金 【入院初期保障特約10】	疾病入院給付金、災害入院給付金および三大疾病入院給付金の支払事由に該当する入院をされた場合
⑩	特定損傷給付金 【特定損傷保障特約10】	不慮の事故による約款所定の特定損傷（骨折・関節脱臼・腱の断裂）により、その事故の日を含めて180日以内に病院または診療所で治療を受けられた場合

- * 各給付金は、被保険者が責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病を原因とする場合にお支払いします。
* 疾病入院給付金、三大疾病入院給付金およびガン入院給付金は、災害入院給付金とは重複してお支払いしません。
また、三大疾病入院給付金は疾病入院給付金と重複してお支払いしません。

⑪ 特定疾病診断保険料免除特約10について

この特約を付加した場合、被保険者が保険料払込期間中に以下のいずれかの事由に該当された場合に、その後の保険料の払込みを免除します。

- 責任開始日を含めて90日経過後、責任開始前後を通して初めて〔上皮内ガン、皮膚ガン（悪性黒色腫を除く）以外の〕悪性新生物に罹患し、医師によって診断確定された場合
 - 責任開始時以後の疾病を原因として急性心筋梗塞を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された場合
 - 責任開始時以後の疾病を原因として脳卒中を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断された場合
- * この特約は契約時に付加し、中途付加および特約解約はお取り扱いいたしません。

CARED_fの特長

ケアードf

無配当医療保険10

♥ 乳ガン、子宮ガンや卵巣ガンなど
女性特有の病気の場合、
入院・手術を手厚くカバー

♥ お手ごろな保険料で
一生涯の医療保障(主契約)
だから、ずっと安心

保険料払込期間中の解約払戻金をなくすことで割安な保険料を実現しました。また、更新がないので途中で保険料が上がることもありません。

♥ ケガや病気も、
日帰り入院から保障

♥ 手術は支払回数無制限で
幅広くカバー

* 主契約の入院給付金日額の10・20・40倍(前記が支払われる場合を除き、公的医療保険制度の対象の手術は5倍)を手術給付金としてお支払いします。

♥ 先進医療を受療された
場合に技術料^{*}を
通算2,000万円まで保障

(先進医療保障特約10付加時)

重い負担となりがちな先進医療の費用を心配することなく、治療に専念できます。

* 先進医療によるお支払対象は、変更になる場合があります。

- 1回の入院給付金の支払限度の型は、「60日型」と「124日型」があります。
- 保険期間が選べる定期型もあります。

ご契約例

- 保険期間：終身 ■ 主契約の入院給付金
- 主契約の入院給付金日額：10,000円
- 付加特約(給付金額)：女性医療保障特約

* 各給付金の支払事由は10ページを参照してください。



女性特有の
病気(約款所定)で
入院されたら



乳房、子宮、卵
巣手術(約款所定)を
受けられたら



乳房の再建手
術を受けられたら



ケガや病気で
入院されたら



手術(約款所定)を
受けられたら



先進医療(約款所
定)の療養を受けら

※ 被保険者が負担すべき先進医療の技術料
※ 女性疾病入院給付金、疾病入院給付金は災

ご契約例の口座月払保険料例【保険料払込期間：終身】 単位：円

契約年齢	主契約+特約	契約年齢	主契約+特約
25歳	5,344	45歳	7,734
30歳	5,824	50歳	8,744
35歳	6,264	55歳	10,104
40歳	6,864	60歳	11,844

* 2011年3月2日時点の保険料率で算出しています。

金の支払限度の型：124日型

約10(日額10,000円) / 先進医療保障特約10

をご確認ください。



給付金額

1日につき

10,000円

女性のもしもに

支払限度：1回の入院につき124日、通算1,000日

手術の種類に応じて

50万円・25万円

女性のもしもに

(手術給付倍率 [乳房]50倍 [子宮・卵巣または卵管]25倍)
支払限度：[乳房]1乳房につき1回のみ [子宮]1回のみ
[卵巣または卵管]1回のみ

50万円

女性のもしもに

支払限度：1乳房につき1回のみ

1日につき

10,000円

支払限度：1回の入院につき124日、通算1,000日

ケガや病気による手術の場合

手術の種類に応じて1回につき

10万円・20万円・40万円

(手術給付倍率 10・20・40倍)

上記が支払われる場合を除き、公的医療保険制度に基づく
医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術の場合

1回につき

50,000円

(手術給付倍率 5倍)

支払回数 無制限

受療された先進医療の技術料^{*}と同額

支払限度：支払額を通算して **2,000万円**

部分に限るものとし、第三者が負担する金額を除きます。
害入院給付金と重複してお支払いしません。

さらに保障を充実させる特約・特則が選べます！

■ ご契約例に付加できる特約・特則 *各特約・特則の支払事由などは10ページをご確認ください。

⑧ 三大疾病入院給付金支払特則

ガン・急性心筋梗塞・脳卒中により入院された場合、三大疾病入院給付金をお支払いします。

■ 支払額：主契約の入院給付金日額×入院日数 ■ 支払限度：無制限

⑨ 三大疾病治療保障特約10

ガン・急性心筋梗塞・脳卒中により約款所定の状態となり入院された場合、三大疾病治療給付金をお支払いします。

■ 支払額：三大疾病治療給付金額

■ 支払限度：ガンの場合は、支払回数無制限(ただし、2年に1回) 急性心筋梗塞・脳卒中の場合は、それぞれにつき1回

* ガンの場合は責任開始日を含めて90日間不担保期間がある等、約款所定の条件を満たした場合に保障の対象となります。詳しくは10ページまたは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

⑩ 移植医療保障特約10

被保険者が約款所定の移植術の受容者となられた場合、移植医療給付金をお支払いします。

■ 支払額：特約基本給付金額(500万円)×100% ただし、腎臓移植術・骨髄移植術の場合は60%(2回目以降は20%)

■ 支払限度：給付割合を通算して100%

* 保険期間は、保険料払込期間満了時(終身払の場合は、80歳満了時)までとなります。

⑪ 入院初期保障特約10

主契約の入院給付金の支払事由に該当する入院をされた場合、入院日数に応じて入院初期給付金をお支払いします。

■ 支払額：継続して1日以上4日以内の入院の場合、入院初期基本給付金額×6

：継続して5日以上入院の場合、入院初期基本給付金額×15

■ 支払限度：1回の入院につき入院初期基本給付金額の15倍、通算して100倍

⑫ ガン保障特約10

ガンにより入院された場合、ガン入院給付金をお支払いします。

■ 支払額：ガン入院給付金日額×入院日数 ■ 支払限度：無制限

⑬ 特定損傷保障特約10

不慮の事故による約款所定の特定損傷(骨折・関節脱臼・腱の断裂)により治療を受けられた場合、特定損傷給付金をお支払いします。

■ 支払額：特定損傷給付金額 ■ 支払限度：支払回数を通算して10回

* 保険期間は、保険料払込期間満了時(終身払の場合は、60歳満了時)までとなります。

⑭ 特定疾病診断保険料免除特約10

ガン[上皮内ガン、皮膚ガン(悪性黒色腫を除く)以外]・急性心筋梗塞・脳卒中で約款所定の状態になられた場合、その後の保険料の払込みを免除します。

* ガンの場合は責任開始日を含めて90日間不担保期間がある等、約款所定の条件を満たした場合に保障の対象となります。

詳しくは10ページまたは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

■ 給付事例【7ページのご契約例の場合】

- 乳ガンにより1乳房の乳房切除術と乳房再建手術を同時に受けられ(一期的再建)、10日間入院された場合

① 女性疾病入院給付金 (10,000円×10日間) **10万円**

② 女性特定手術給付金 (1乳房) **50万円**

③ 乳房再建給付金 (1乳房) **50万円**

⑤ 疾病入院給付金 (10,000円×10日間) **10万円**

⑥ 手術給付金 (10,000円×40) **40万円**

合計給付金額

160万円

* 上記は一例であり、実際の給付金額とは異なる場合があります。

■ 支払事由について (各特約名称は、「無配当」を省略して記載しています)

給付金の種類	支払事由	給付金の種類	支払事由
① 女性疾病入院給付金【女性医療保障特約10】	約款所定の女性疾病により、治療を目的として病院または診療所に入院された場合	⑦ 先進医療給付金【先進医療保障特約10】	傷害または疾病により、約款所定の先進医療による療養を受けられた場合
② 女性特定手術給付金【女性医療保障特約10】	次のいずれにも該当されたとき ● 責任開始時以後、この特約の保険期間中に乳房の悪性新生物に罹患され、医師により診断確定された場合 ● その乳房の悪性新生物の治療を目的として、この特約の保険期間中に病院または診療所において乳房の手術を受けられた場合	⑧ 三大疾病入院給付金【三大疾病入院給付金支払特則】	責任開始時以後に発病した約款所定の悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中を直接の原因とし、治療を目的として病院または診療所に入院された場合
	次のいずれかに該当されたとき ● 責任開始時以後、この特約の保険期間中に子宮の悪性新生物に罹患し、医師により診断確定され、その治療を目的として子宮の手術を受けられた場合 ● 責任開始時以後の傷害または疾病により、この特約の保険期間中に病院または診療所において子宮全部を摘出する手術を受けられた場合	⑨ 三大疾病治療給付金【三大疾病治療保障特約10】	悪性新生物 責任開始日を含めて90日経過後、次のいずれかと診断確定された悪性新生物の治療を直接の目的として病院または診療所に入院された場合 (1) 初めて診断確定された悪性新生物 (2) 再発したと診断確定された悪性新生物 (3) 転移したと診断確定された悪性新生物 (4) 再発にも転移にも該当せず、新たに生じたと診断確定された悪性新生物 * 約款所定の悪性新生物により三大疾病治療給付金が支払われた最終の支払事由該当日から2年を経過した日の翌日以降入院していた場合、新たに診断確定され入院を開始したものとみなして、悪性新生物による三大疾病治療給付金をお支払いします。
	次のいずれかに該当されたとき ● 責任開始時以後、この特約の保険期間中に卵巣または卵管の悪性新生物に罹患し、医師により診断確定され、その治療を目的として卵巣または卵管の手術を受けられた場合 ● 責任開始時以後の傷害または疾病により、この特約の保険期間中に病院または診療所において卵巣または卵管を摘出する手術を受けられた場合		急性心筋梗塞・脳卒中 責任開始時以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に急性心筋梗塞・脳卒中を発病し、医師により診断され、その治療を直接の目的として病院または診療所に入院を開始された場合
③ 乳房再建給付金【女性医療保障特約10】	女性特定手術給付金が支払われる手術を受けられた乳房について、この特約の保険期間中に、病院または診療所において乳房再建手術を受けられた場合	⑩ 移植医療給付金【移植医療保障特約10】	約款所定の移植術を受けられた場合(被保険者が受容者となられた場合)
④ 災害入院給付金【主契約】	不慮の事故による傷害により、その事故の日を含めて180日以内に治療を目的として病院または診療所に入院された場合	⑪ 入院初期給付金【入院初期保障特約10】	疾病入院給付金、災害入院給付金および三大疾病入院給付金の支払事由に該当する入院をされた場合
⑤ 疾病入院給付金【主契約】	疾病により、治療を目的として病院または診療所に入院された場合	⑫ ガン入院給付金【ガン保障特約10】	責任開始時以後に発病した約款所定の悪性新生物により、治療を目的として病院または診療所に入院された場合
⑥ 手術給付金【主契約】	不慮の事故による傷害または疾病もしくはそれ以外の外因による傷害によりその治療を目的として約款所定の手術を病院または診療所で受けられた場合	⑬ 特定損傷給付金【特定損傷保障特約10】	不慮の事故による約款所定の特定損傷(骨折・関節脱臼・腱の断裂)を原因とし、その事故の日を含めて180日以内に病院または診療所で治療を受けられた場合
	上記が支払われる場合を除き、公的医療保険制度によって給付対象となる医科診療報酬点数表により手術料の算定される約款所定の手術を病院または診療所で受けられた場合		

- * 各給付金は、被保険者が責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病を原因とする場合にお支払いします。
- * 女性疾病入院給付金、疾病入院給付金、三大疾病入院給付金およびガン入院給付金は、災害入院給付金とは重複してお支払いしません。また、三大疾病入院給付金は疾病入院給付金と重複してお支払いしません。
- * 女性特定手術給付金は、時期を同じくして「子宮摘出術」と「卵巣および卵管の摘出術」を受けられた場合、「子宮摘出術」についてのみお支払いします。

⑭ 特定疾病診断保険料免除特約10について

- この特約を付加した場合、被保険者が保険料払込期間中に以下のいずれかの事由に該当された場合に、その後の保険料の払込みを免除します。
- 責任開始日を含めて90日経過後、責任開始前後を通して初めて〔上皮内ガン、皮膚ガン(悪性黒色腫を除く)以外の〕悪性新生物に罹患し、医師によって診断確定された場合
 - 責任開始時以後の疾病を原因として急性心筋梗塞を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された場合
 - 責任開始時以後の疾病を原因として脳卒中を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断された場合
- * この特約は契約時に付加し、中途付加および特約解約はお取扱いいたしません。

- ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています[特に重要な事項のお知らせ(契約概要)]と、ご契約のお申込みの際に特にご注意ください事項を説明しています[特に重要な事項のお知らせ(注意喚起情報)]をご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 「ご契約のしおり・約款」には、商品の詳細、クーリング・オフ(お申込の撤回等)、告知義務、免責、解約に関するご注意、契約内容の変更、当社の生命保険募集人(担当者)の権限など、ご契約についての大切な事項、必要な保険知識、主な保険用語の説明等を記載しています。必ずご確認のうえ、大切に保管ください。

契約年齢について

商品	取扱範囲(被保険者)
ケアード(終身型)	1~75歳(付加特約・保険料払込期間等により制限があります。)
ケアード f(終身型)	15~75歳(付加特約・保険料払込期間等により制限があります。)

契約年齢は契約日(計算基準日)における満年齢で計算し、1年未満の端数については6ヵ月以下の場合は切り捨て、6ヵ月を超える場合には満年齢に1歳加算した年齢となります。
(例)39歳7ヵ月の被保険者の契約年齢は40歳です。

保険期間について

終身
ただし、移植医療保障特約10と特定損傷保障特約10は下記の保険期間となります。

[移植医療保障特約10]		[特定損傷保障特約10]	
主契約の保険料払込期間	特約の保険期間	主契約の保険料払込期間	特約の保険期間
終身	80歳満了	終身	60歳満了
55歳満了	55歳満了	55歳満了	55歳満了
60歳満了	60歳満了	60歳満了	60歳満了
65歳満了	65歳満了		
70歳満了	70歳満了		
75歳満了	75歳満了		

保険料について

払込方法:年払・半年払・月払

商品	払込期間
ケアード(終身型)	終身または55・60・65・70・75歳満了 最低保険料:契約年齢 1~14歳 1,800円 契約年齢 15~75歳 2,500円 (いずれも月額換算)
ケアード f(終身型)	終身または55・60・65・70・75歳満了 最低保険料:2,500円(月額換算)

*保険料払込期間は契約年齢により制限があります。

この保険の責任(保障)の開始について

お申込みいただいたご契約を当社がお引受けすることを承諾した場合には、第1回保険料相当額のお払込みがあったとき(告知前にお払込みがあったときは告知のとき)を責任開始時とし、その時から保険契約上の責任を負います。

入院給付金の支払限度について

主契約の入院給付金の支払限度の型	入院給付金の種類	支払限度	
		1回の入院	通算
60日型	疾病入院給付金	60日	1,000日
	災害入院給付金		
	女性疾病入院給付金		
124日型	疾病入院給付金	124日	1,000日
	災害入院給付金		
	女性疾病入院給付金		

*上記以外の給付金の支払限度には60日型・124日型による差はありません。上記以外の給付金の支払限度については3~5・7~9ページをご確認ください。

その他

- この保険の主契約には死亡保険金・高度障害給付金はありません。
- この保険には満期保険金、配当金および保険料払込期間中の解約払戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後は主契約についてのみ入院給付金日額の2倍の解約払戻金があります。
- この保険は、契約者貸付、保険料の自動貸付、払済保険への変更、主契約の入院給付金日額の増額はお取扱いいたしません。
- 保険契約が効力を失った日から起算して1年以内に限り、保険契約の復活を請求することができます。

当パンフレットに記載の「当社」とは、引受保険会社であるAIGエジソン生命保険株式会社のことを指します。

募集代理店からのお知らせ

- ・保険募集を行なうにあたって、募集代理店がお客さまのお取引に関する情報(預金・為替・融資等の情報)を利用させていただく場合があります。また、保険募集を行なった際に、お客さまから提供いただいた情報やご契約内容等の情報を他のお取引に利用させていただく場合があります。
- ・[医療保険10]のご契約の成否が、お客さまと募集代理店とのお取引に影響することはありません。
- ・[医療保険10]は、AIGエジソン生命を引受保険会社とする生命保険商品です。
- ・募集代理店が定める募集指針および相談窓口については各募集代理店宛にご確認ください。
- ・募集代理店は、お客さまが「銀行等生命保険募集制限先」に該当するか否かについてご確認させていただき、該当する場合は、原則保険募集を行ないませんので予めご了承ください。
- ・募集代理店は、お客さまが当該金融機関へ資金の貸付の申込みをされている間は、お客さまおよびその密接関係者(顧客が法人である場合の代表者、顧客が代表者である場合の法人)に対して原則保険募集を行ないません。
- ・生命保険商品は、預金とは異なり、預金保険制度の対象とはなりません。

お問い合わせ(担当者) *当社の生命保険募集人(担当者)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。

■募集代理店

株式会社 東京スター銀行

0120-330-655

(平日 9:00~21:00 土日祝日 9:00~17:00 年末年始を除く)
ホームページ/ <http://www.tokyostarbank.co.jp>

■引受保険会社

AIGエジソン生命

AIGエジソン生命保険株式会社
〒130-8625 東京都墨田区太平4-1-3 オリナスタワー
TEL (03)6658-6000(大代表)
ホームページ <http://www.aigedison.co.jp>

AIGエジソン生命は、世界最大級の金融機関であるプルデンシャル・ファイナンシャルの一角です。AIGの許可を受けて社名に「AIG」を当面継続して使用しますが、当社とAIGは経営上の関係はありません。